

大栄地区小中一貫教育準備委員会 実施要項

1 目的

大栄地区5小学校を統合した新設小学校と、大栄中学校との連携を強化した新たな教育活動の展開を検討・推進していくために、「大栄地区小中一貫教育準備委員会」（以下「準備委員会」という）を設置する。

2 組織

(1) 委員は、次に掲げるもののうちから選出する。

- ・学区代表 (5名)
- ・区長会長、関係組織代表 (3名)
- ・小中学校幼稚園保育園 PTA 保護者代表 (8名)
- ・小中学校長、教頭 (8名)
- ・市議会議員(顧問) (2名)

(2) 委員より委員長1名、副委員長2名を選出する。

(3) 任期は、大栄地区統合小学校開校及び小中一貫教育の推進に関する事項の目的達成の日までとする。

3 準備委員会は次の事項を行う。

- (1) 小学校の統合及び小中一貫教育の推進にあたり必要な事項のとりまとめ及び調整に関すること。
- (2) 小学校の統合及び小中一貫教育の在り方の調査・研究に関すること。
- (3) その他、統合及び小中一貫教育の推進に際して検討を要する事項に関すること。

4 準備委員会は専門部会を設置する。

専門部会は、5部会とし、必要とする事項について、調査・研究などを行う。

- ・学校運営教職員連携部会
- ・教育課程部会
- ・生徒指導部会
- ・行事・交流活動部会
- ・地域連携部会

5 専門部会の主な内容

(1) 学校運営教職員連携部会

○小中共通のめざす子ども像に根ざした一体感のある学校運営の在り方

- ・教育目標、努力目標や教育方針に関すること
- ・校務分掌の合同編成に関すること
- ・兼務教員による相互乗り入れ授業に関すること
- ・その他学校運営・教職員の連携に関すること

(2) 教育課程部会

- 9年間を見通した一貫指導・きめ細かな授業実践
 - ・教科指導に関する事
 - ・年間指導計画に関する事
 - ・学力向上に向けての取組に関する事
 - ・その他教育課程等教育内容策定に関する事

(3) 生徒指導部会

- 9年間を見通した生徒指導体制の在り方
 - ・児童生徒指導の目標に関する事
 - ・生徒指導体制に関する事
 - ・問題行動への対応に関する事
 - ・通学路、通学方法、安全対策に関する事
 - ・その他生徒指導に関する事

(4) 行事・交流活動部会

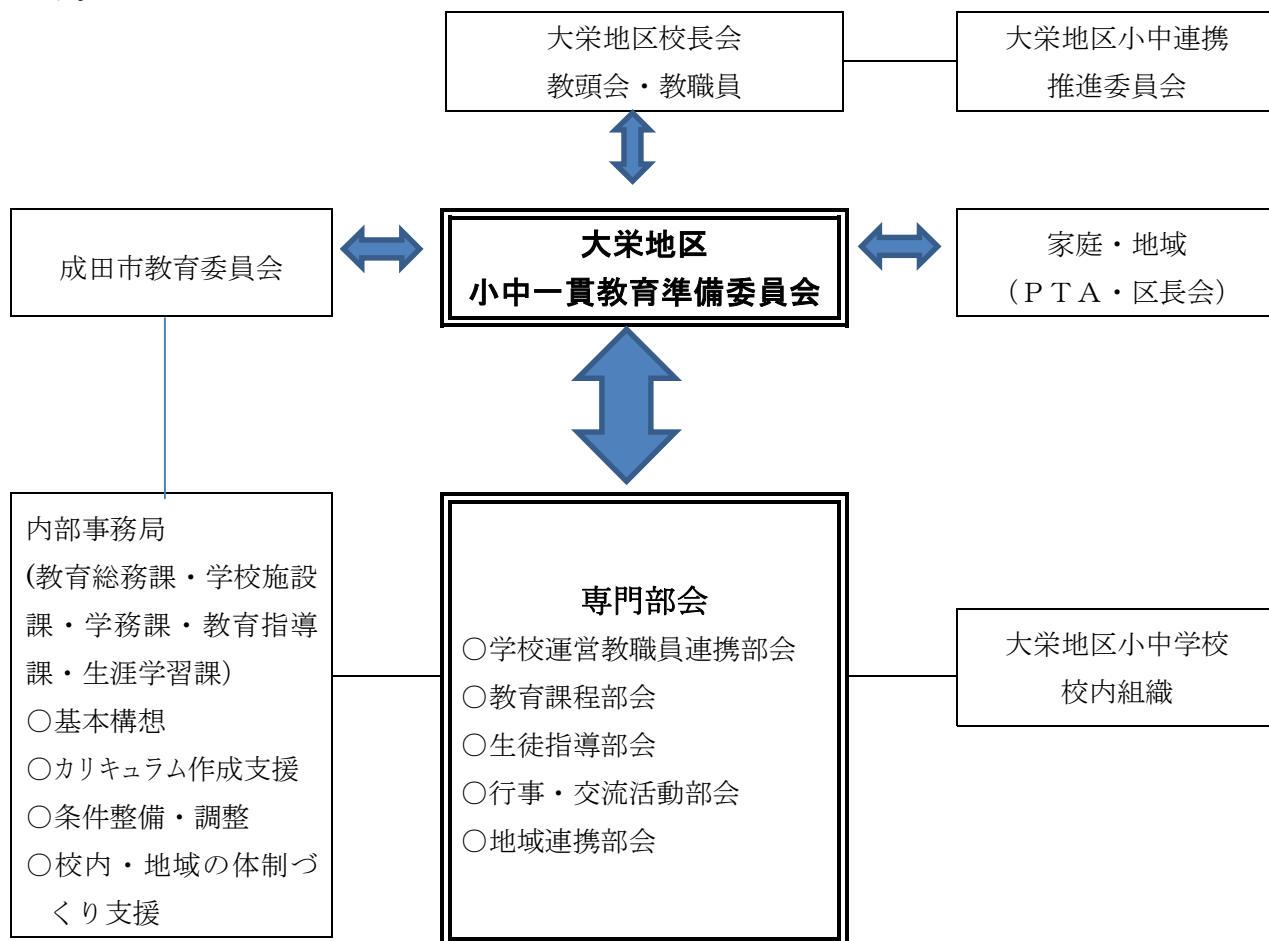
- 小中連携をした行事及び活動の展開
 - ・合同行事に関する事
 - ・小中をまたいだ縦割りによる交流及び行事に関する事
 - ・部活動交流に関する事
 - ・その他児童生徒の行事・交流活動に関する事

(5) 地域連携部会

- 学校と地域・家庭の連携の基盤をつくる地域住民の学校運営への参画のあり方
 - ・スクールバスの計画に関する事（バスルート、バス停）
 - ・PTA組織と活動に関する事
 - ・学校・家庭・地域の情報交流に関する事
 - ・閉校式典の計画に関する事

大栄地区小中一貫教育推進組織

次の組織をつくり、小中一貫教育の在り方を検討し、検証・改善を図りながら、小中一貫教育を推進します。



(1) 大栄地区小中一貫教育準備委員会

大栄地区の小中一貫教育の推進をするために「大栄地区小中一貫教育準備委員会」を設置します。

準備委員会では、(1) 小中一貫教育に関する研究に関すること(基本構想)、(2) 小中一貫教育の教育課程に関すること(カリキュラム作成)、(3) 小中一貫教育の指導体制や教育環境に関すること(条件整備・調整、校内・地域の体制づくり)を中心に行い、小中一貫教育を推進するための全体調整や学校の支援をしていきます。

(2) 専門部会

小中一貫教育を推進していくために5つの専門部会を設置します。

各専門部会の部会委員は10～20名程度の人員として、その中には準備委員会の皆さま並びに各学校から教諭等も専門部会の部会委員となって準備委員会の内容を受けて専門部会として小中一貫教育を推進していきます。